

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

番号制法案 継続審議

次期国会で必ず廃案に

七 月三十日に開会した臨時国会は、会期を若干延長して、十月十七日に閉会した。約二ヵ月半の会期中、住民基本台帳法改正法案は、衆議院本会議でも地方行政委員会でも、一度として審議されることはなかった。だが、残念ながら、廃案に追い込むことはできなかった。

前号CNNニュースにおいて、石村代表が、「同法案を廃案にするためには、最大野党の民主党や社民党、さらには自由党や旧公明党グループへのロビーイングが決め手となる」と力説。しかし、結果として私たちのロビー活動が不十分であったのではないかと、運営委員一同、公約違反を反省している。

しかし、継続審議となった原因は、私たちのロビー活動の不十分さだけにあるわけではない。そのあたりを分析してみたい。

まず、何と云っても大きいのは、国会議員の間に、番号管理社会が国民の人権やプライバシーにもたらす脅威を想像する力、つまり、危機意識が全般的に低いことである。これは、裏を返せば、この問題への関心が低いということだ。

番号先進国の欧米や、急速に番号化が進むアジア各国の状況を、議員も政党も、マスコミも学者も、ほとんど把握していない。知らないから問題の重要性を認識できない。これらの方々は、国民の人権・プライバシーと番号制の問題を理解するにあたり、本号に掲載された、『フィリピンで、番号制違憲判決』の記事、特に、同国の最高裁の判決内容を、大いに参考にすべきであろう。

次は、「不公正税制是正のためには納税者番号制度が必要」という、納税者番号制に対する幻想が、ある程度浸透していることだ。しかも、労働団体も政党も、この納税者番号と、共通番号(国民総背番号)とを混同していて、両者の明確かつ重大な違いを理解していない。だから、自治省の「納税者番号に住民番号を転用」という発想を、否定できない。

さらに、ICカードを、官民の各分野に活用していこうという意見が、一見、国民生活を豊かにするかのよう受けとめられている。たしかに、医療、福祉などに一定の利用効果があるといわれている。しかし、共通番号制度と組み合わせ活用す

ること、全国共通とすることにより、このカードが、国民必携の国内パスポートとして機能するようになる。危険性を理解しての利用論とは、思えない。

一方、自治省が意図的に争点を隠し、「国民総背番号など」とは言いがかり、高度情報社会における番号インフラ整備以上の何物でもない。反対派は誇大宣伝をしている」と、と根回しに歩いていることも、各党の判断を鈍らせている。

これらの背景から、法案の上程後も、大半の政党が態度を決定しないまま「慎重かつ十分な審議」という、国民には理解できない対応に終始した。「国民に開かれた政党」とか「市民の政党」とかを標榜するのであれば、この法案についても、国民にわかりやすい対応を示すのが当然であろう。

今後の焦点は、来年の通常国会に移ったが、引き続き、法案成否のカギは、民主党、公明党などが握っていると言えよう。

各党には、便利論や納税者番号幻想から脱皮し、番号管理社会への大きな一歩を断つという決意を、ぜひ示してほしいものだ。

PIJ常任運営委員 白石 孝

主な記事

- ・住民基本台帳法改正法案、継続審議に
- ・自治省は自治体の声 をきいたの？
- ・フィリピン最高裁、番号制に違憲判決

PIJ活動報告

臨時国会

住民基本台帳法改正案、

つるしのまま継続審議に

PIJ副代表 辻村祥造

先

の通常国会で提案された住民基本台帳法改正案（「住民基本台帳法改正案」）は、続く臨時国会でも審議入りすることなく、というか、審議すらされないにもかかわらず、継続審議となった。自治省も法案成立をあきらめていないが、われわれPIJも、完全廃案になるまで、決して運動を止めることはない。

臨時国会中、PIJは、今までよりも一層広範に、国会議員への働きかけを行ってきた。しかし、これだけでは、やはり限界がある。

PIJは、この法案によって直接被害を受けることになる国民が、もっと関心を持ち、反対に立ち上が

る、そういう方向をもめざさなければならぬ、そう痛感した七月からの三か月間であった。

法案審議の場合は、今後、臨時国会さらにその後の通常国会へと移ることになる。廃案に持ち込めなかったことは非常に残念であり、これからの活動の方向を探る意味からも、この臨時国会におけるPIJの活動を報告する。

つるし のまま継続審議へ

秋の臨時国会は、公的資金 実是我々の税金を、金融機関に湯水のようにつぎ込むことだけを決め、肝心の、実効ある景気回復策は何も打ち出すこ

となく、当初の会期から十日間延長され、十月十七日に閉会した。

PIJはこの臨時国会の期間中、精力的に各会派の議員を訪問し、「住民基本台帳法」の持つ重大な問題の説明と、廃案をめざして欲しいとの陳情を繰り返した。

この臨時国会においても、同法案は つるし（上程はされたものの、審議がされない状態）のまま、いったんは廃案かと思われたが、その期待に反して継続審議となってしまうた。

その理由は、衆院地方行政委員会での「住民基本台帳法」審議入りに明確に反対し、廃案を主張したのは、共産党と無所属の河村たかし議員のみ

であり、他の各野党は、自治省の強い要望を入れ、その継続審議を容認したため、と考えられる。

公明党関係議員に働きかけ

九月七日（月）、枳屋敬吾衆議院議員（平和、比例・中国）を、石村代表、辻村副代表が訪問。同議員は、同党における地方行政委員会の重要メンバーである。

議員の話では、「魚住裕一郎参議院議員（同党の「住民基本台帳法」問題に関する責任者）が、同法案に強く反対しているため、私たちの党がこの問題に対して、賛成の先陣を切ることは無いだろう」とのことであった。

九月二十六日（土）付「聖教新聞」メディアのページに、石村代表による「問われる住民票コードとカード制」という記事が、掲載された。

この記事は自治省及び各野党に、少なからぬインパクトを与えたようである。特に公明党関係議員の周辺では、色々な反響が起きたようであった。

民主党関係議員を訪問

九月二十四日（木）、石村代表、辻村副代表そして白石常任運営委員が、民主党関係議員を集中して訪問し、

住民基本台帳法改正案、 つるし のまま継続審議に

陳情を行う。

古賀一成衆議院議員(比例区・九州)は、同党の地方行政部会の責任者であり、同党の「住基法案」問題に関するキーマンである。

PIJ側は、同党が、国民背番号制に対する基本的見解や姿勢も出さないうちに、審議入りを打ち出すのはおかしいと意見表明。

同議員側は、「充分審議することが国会の役割」として、審議入りの方向を示唆。さらに、PIJが、一度審議入りをした法案は、成立するのが通例と、審議入りの危険性を重ねて指摘するも、そのことに対しては特に異論を挟まなかった。

興石東参議院議員(山梨)に対しても同様の説明を行ったところ、同議員は、「民主党として基本的な見解・姿勢が無いというのは失礼な話である」と立腹。「とにかく、党としてプロジェクトチームを発足させて充分検討する」とのこと。

PIJは、「住基法案」に対する民主党の姿勢が、その成否を左右しかねない非常に重要なウエイトを占める状況にあると考えている。民主党が、常々「市民の党」であることをうたって活動していることから、同党が、「住基法案」に対して明確な姿勢・方向を示してもらえないのでは期

住民基本台帳法改正案、つるし のまま継続審議に

待していただけに、「とにかく審議しなくては」との方向は、誠に残念であった。

桑原豊衆議院議員(比例区・北信越)を訪ねた際、同議員の政策秘書から、「住基法案」に対する修正案の方向について、説明を受ける。(この修正案の問題点については、CNNニューズ一五号を参照)

当日は、以上の議員以外に、斉藤つよし参議院議員(神奈川)を訪問。また十月十九日には、江田五月参議院議員(岡山)を訪問、問題点を説明、一定の理解を得た。

FAXによる緊急陳情

PIJ運営委員会は、九月二十四日の民主党に対する説明・陳情の状況を分析し、その後入手した情報から、次のような結論を得た。

民主党地方行政部会古賀一成部会長は、本臨時国会で法案の趣旨説明(審議入り)を始めたいと考えていること。その後、法案を次の通常国会へ向けて継続審議とし、そこで成立をはかる意向であること。

石村代表によれば、通常、趣旨説明を許すと、審議ストップは、きわめて難しいという。

衆議院地方行政委員会の理事懇談

会で、法案の今後の取り扱いについては、自民党の地方行政部会長と、民主党の地方行政部会長(古賀一成議員)に一任した事。

民主党・地方行政部会の委員(二十八人)の中には、「住基法案」に反対の議員もいるが、必ずしも多数派ではないこと。したがって、古賀部会長がその気になれば、法案成立に向けて走り出してしまうこと。

古賀部会長は、自治省には比較的理解があるといわれているが、一方で、民主党の看板である 市民は主役についても気にしていること。

以上のような結論を受けて、臨時国会終盤の九月二十八日、「住基法案」の審議入りをなんとかしても阻止するため、会員及び協力諸団体に向けて、PIJ緊急ニュース「FAXによる古賀一成衆議院議員への陳情のお願い」を発信する運動が、緊急に提案・実施された。

古賀議員に送付された陳情FAXの数は確認していないが、多くの人たちのご協力を得たものと思う。

民主党プロジェクトチーム発足

民主党は「住基法案」問題を専門的に検討するプロジェクトチームを発足させた。メンバーは、前出の古

賀一成衆議院議員を委員長に、葉山峻衆議院議員(比例・南関東)、松崎公昭衆議院議員(比例・南関東)、石田美栄参議院議員(岡山)、高島良充参議院議員(比例)、桑原豊衆議院議員の各議員である。

同党は野党第一党として、法案の行方に大きな影響を与えるだけに、その動向を注視したい。

ただし、同党の、市民層を支持母体とする議員には、国民背番号制に対して反対の人が多く、労働団体を支持母体とする議員には賛成の人が多いという状況にあるようだ。しかも、後者の議員の中には、「納税者番号制」に賛成↓、「国民背番号制と納税者番号制を混同」↓、「国民背番号制」に賛成という議員がいると思われる。

「納税者番号制」と「国民背番号制」を混同しているのは、議員だけではない。今後の「住基法案」廃案をめざす運動は、この「混同」からくる無理解を取り除くことに力を注ぐべきではないだろうか。

(つ)

自治省はほんとうに 地方自治体の

声を聞いたの？



PIJ常任運営委員

白石 孝

したがって、この自治省の態度に対して、当然のように、多くの自治体や自治体議会から、疑問や不満を訴えるが沸き起こっている。各自治体の声の代表的なものとして、東京二三区の実務レベルの意見を紹介する。

そもそも、住民基本台帳事務を、自治省が勝手に決めていいの？

東京都が挙げた疑問と不満

自治省は、「住民基本台帳法改正案（「法案」）」の提案に当たり、各党議員に、「地方六団体の賛成を得ている」、「全国市長会から要望が出されている」、「研究会には自治体の代表が参加していた」と、あたかも全国の自治体が、「法案」に賛成し、自治省を支持しているかのように説明してきた。

いちばん基本的なことを、確認しておきたい。そもそも、住民基本台帳制度は、各自治体が、その地域に居住する住民に関する各種の事務を、効率よく行うために作られた制度だ。つまり、住民の利便を向上するため

今年六月、東京都の「特別区戸籍・住民基本台帳・外国人登録事務主管課長会」が、「住民基本台帳法改正案に関する調査」を実施し、八月にその内容をまとめている。これについて、都内の市民団体がある区に対して情報公開請求をし、部分公開（回答した各区名を非公開）で入手した。

ところが、この説明は、関係議員を説得し、法案を成立させるための方便そのものだった。

だから、住民基本台帳事務は、法務省所掌の戸籍や外国人登録事務と違い、住民票の写しを発行する手数料や、住民票の様式そのものも、自治体ごとに異なっている。自治体の固有事務といわれるゆえんである。

設問は、住民基本台帳情報全国ネットワークシステムの区としてのメリットとデメリット、システムに係る費用見積り、各区個人情報保護条例との関係、という三項目。各項目に対し、各区から次のような回答が寄せられた。

現に、多くの自治体や自治体議会から、「実施の現場に（改正内容の）詳細が開示されていない」、「本当に事務効率が上がるのか」、「住民のプライバシーは守られるのか」といった、異を唱える声が沸き起こっている。今回は、そのあたりの、地方の現場の声を報告する。

ところが自治省は、「法案」を作成する過程で、自治体の意見をきちんと聞くことなく、自治体の主体的な参加を保障することなく、まさに「中央集権的」に決定してしまっ

区としてのメリット
住所地以外でも住民票が取得できる、国・都など公的機関からの

住民票の公用請求が減少する、カードが身分証明書として活用が可能で多様なサービスが追加可能。区としてのデメリット
転入転出事務に関して

住民票の広域交付に関して
中心区では住民票の発行が増える、国の機関等への住民票の添付はなくならず、メリットは少ない。

住民基本台帳カードに関して
カードの交付事務が負担増、カードのコストが高い、カード発行機、カードリーダーの購入が必要。

住民票コードに関して
納税管理等に活用されることを恐れ、コード変更を繰り返すことが想定されるため、事務量が增大する。

その他
大きな利便性がなく、将来総背番号制につながるという不安の方が大きい。閲覧制度を継続し、民間にも個人情報を提供しているとの苦情が予想される。システムに係る費用見積り（当初経費、經常費とも）は、自治省から示されているデータがほとんどない

自治省はほんとうに地方自治体の声を聞いたの

自治省はほんとうに地方自治体の声 を聞いたの

め、あくまでも各区の予測ではないが、自治省の概算額を大幅に上回る経費がかかる」と見ている。

各区個人情報保護条例との関係

本システムは、「区以外の電算機と通信回線を結合することを禁止」する、所謂オンライン禁止条項に抵触するとし、なおかつ「オンライン禁止条項の例外規定はなく、条例改正が必要になる」と回答した区が、十程度ある。

以上、見てきたように、実務を担当する自治体の現場からは、不安、不満の声が数多く聞かれる。

さらに、自治省の「独断専行」を懸念する動きは、現場にとどまらず、自治体の議会にも広まっている。

自治体議会からも意見書

住民基本台帳法改正案に対する、政党やマスコミの関心の低さから比べれば、全国自治体の議会の関心は、かなり高いようだ。国への意見書採択をはじめ、一般質問で取り上げた

り、市民団体や労働団体からの請願、陳情なども、数多く受け取っている。例えば、東京都内においては、六月議会終了段階で、中央区、目黒区、世田谷区、杉並区、江東区、葛飾区、江戸川区、八王子市、府中市、小金井市、国立市、保谷市、清瀬市、東

久留米市、多摩市と、都全体の約三分の一の議会で取り組みがあった。

国に送付された意見書の一例として、新座市議会のものを紹介する。

反対アピール運動も活発に

一方、番号をつけられ、カードを持たされ、役人に管理される国民の側からも、「法案」に反対する動きが起り始めている。

ルポライターの鎌田慧、経済評論家の佐高信、内橋克人、作家の猪瀬直樹、中山千夏、灰谷健次郎さんらによる「総背番号制度導入反対共同アピール」運動が、三月から取り組まれ、全国から議員、市民運動、労働運動、弁護士ら三百人以上の賛同を得るとともに、廃案への世論喚起を進める力となっている。さらに、首都圏、関西だけでなく東北、東海、中国、九州などでも学習会や反対の集會が開催され、運動は広がっている。

しかし、労働団体からの運動がほとんどない。かつて一九七〇年代の国民総背番号制反対運動の中軸を担った総評の解散とともに、労働団体、この問題に関する関心は消滅してしまっただけのようだ。「反対だけではいけない。対案を示す運動スタイルを」といったスタンスが大きく影を落としている。しかし、「ダメなも

のはダメ」と言い切ることは、今でも必要である。第一、「法案」について、労働団体には、対案を提示しうるだけの調査、研究、立案能力が欠けているのではないだろうか。いまこそ、PIJおよび連携して

新座市議会の意見書

住民基本台帳事務は居住関係の公証として、自治体のさまざまな住民サービスの基礎となっています。

今国会に提出されている『住民基本台帳法』の改正案は、国の関与のもとに、台帳に記載された情報のうち、氏名、生年月日、性別、住所をオンライン化し、十桁のコードを付けて全国どこでも住民票が取れるようにする内容です。

しかし、このオンライン化は、システム導入に四百億円、ランニングコストに年二百億円かかるといわれることから、自治体事務の効率化にとどまらず、コードを課税、年金、健康保険、介護保険などの番号などとして使うことを目的とすると考えざるを得ません。その場合には、地方自治体が住民にサービスを提供するなかで保有している、住民についての情報が、国

運動を進めるプライバシーNPOが、第一線の問題提起者として、同法案の廃案を目指す先頭に立たなければならぬ、そういう時期にきている。(し)

および民間の持つ情報と結ばれ、利用されることになりませんが、その是非について、国民のあいだの論議は不十分です。

『個人情報保護法』の対象が国の電算情報のみで、自治体および民間の持つ情報を対象としないままでは、営利を目的とするプライバシー侵害もさらに頻発すると思われる。

住民基本台帳の事務は自治体の固有事務であるにもかかわらず、今回の法案作成に当たり、国は自治体の意見を聞く手続きをとりませんでした。自治体が負担することになる費用および事務量についても明らかにありません。

よって、住民基本台帳法の改正については、自治体をはじめとして広く国民の意見を聞き、慎重に検討するよう要望します。以上、地方自治法第九九条第二項の規定により意見書を提出する。

フィリピン最高裁

国民総背番号制、 国民登録証（IDカード）制に 違憲判決、制度廃止に

PIJ 研究調査部

フィリピン最高裁判所は、去る（九八年）七月二十四日に、ラモス前政権が提唱した国民背番号制および国民登録証（IDカード）制を、国民のプライバシー権を侵害することを理由に憲法違反と判断した。

国民背番号制と国民IDカード制は、ラモス前大統領が九六年十二月十二日に出した大統領行政命令で、翌九七年一月二十二日から実施。

しかし、その後すぐに憲法訴訟が起これ、高等裁判所は同年四月八日に執行停止を命令、今回の最高裁の違憲判決に至ったもの。

この最高裁の判決により、国民、マスコミ、人権団体からの度重なる強い反対にもかかわらず、強権的に

大統領令で実施された国民背番号制と国民IDカード制は廃止されることになった。

このフィリピンのケースは、地球規模で、国民（市民）のプライバシー権を大事にしようという気運が、非常に強まっていることを例証したものといえる。

背番号コードやカードを使った「国民のプライバシーの公有化」政策は、人間の尊厳を侵すものであり、発展途上国が経済先進国かを問わず、断じて許されてはならないことを教えてくれている。

「国民背番号、国民IDカード、そんなものはいらない国、フィリピンのケースは、わが国での自治省主導

の「コードとカードで国民丸裸」のプランを廃案にするためにも、十分に吟味しておく必要がある。

PIJ代表 石村耕治

背番号、国民IDカードを使った電子独裁国家はまっぴら

フィリピンは、マルコス、アキノ、ラモスの時代を経て、今日、エストラーダ大統領が政権を担当している。

フィリピンでの国民総背番号制、国民皆登録証（IDカード）制導入問題は、ラモス前大統領が政権を担当していた時代にまでさかのぼる。ラモス前大統領は、政権発足後、国民に背番号を付け、IDカードを持たせ、コンピュータで管理する制度の実現を目指していた。

何度か、こうした政策を表に出してはみたものの、その度に広範な国民、マスコミ、人権団体、さらには議会などからも、大声でノーの反発が返ってきた。

こうした反発の裏には、国民のプライバシーの国家管理に対する強い反発があるのもちろんのこと

である。しかし、こうした理由の他に、植民地、占領軍……といった、かつてのフィリピンの支配者達が、国民支配の道具として、広くIDカードを使っていたという、苦い経験が頭をよぎることもある。

元軍人のラモス前大統領にすれば、国民支配の道具として、電子化されたIDカードは必然と思ったのかも知れない。しかし、フィリピン国民にすれば、かつての経験から、IDカードが将来、人権弾圧などに使われる可能性が高いことは知り尽くしている。コンピュータを使った電子独裁国家などまっぴらである。

フィリピンの場合も、どこかの国と同じで、こんな制度の導入を心待ちにしているのは、役人や、裏で、てぐすねを引いている内外のコンピュータ会社くらいなのではないか。

行政命令による背番号、
国民IDカード制の実施

一九九六年十二月十二日に、ラモス大統領（当時）は、行政命令（AO）三〇八号を出した。

AO三〇八号は、すべてのフィリピン人及び同国在住の外国人に対し、個人識別番号（PRN = Personal Reference Number）つまり国民登録証（national ID）の申請を行うように命

フィリピン最高裁、国民総背番号・国民登録証制にノー

じるものであった。

個人識別番号（PRN）つまり背番号つきのIDカードは、政府の保険サービス・システム及び社会保障システムにより、コンピュータで集中管理される。この背番号つきのIDカードは、汎用（多目的利用）を前提としている。さまざまな行政目的に使用することを予定している。また、民間での取引の際にも使用が許されている。

背番号つきのIDカード制の実施には、ほとんどの議員が消極的だ。こんな法案に賛成したとなると、人権団体の監視が厳しく、その議員は集中攻撃されかねない。

「背番号つきIDカード法案」など、議会で審議して、通過できる状況にはない。こうしたことも、ラモス政権が行政命令によって制度実施を試みた理由でもある。

国会議員、果敢に挑戦、 高裁、執行停止を命令

ラモス前大統領による行政命令（AO）三〇八号が出されると同時に、各界から一斉に反発の声があがった。広範な国民、マスコミ、人権団体からの「ノー」の声に逆らうかのように、背番号つき国民IDカード制は、九七年一月二十二日に実施され

フィリピン最高裁、国民総背番号・国民登録証制にノー

た。この問題について先頭に立って闘っていたブラス・オペル（Bilas Opre）上院議員は、実施から二日後、高等裁判所に憲法訴訟を提起した。

訴訟の理由は、大統領の行政命令三〇八号は、プライバシー権を侵害する違憲な制度を実施するものであると同時に、議会の立法権をも侵害する、とのことであった。

一九九七年四月八日に、高等裁判所は、オペル上院議員の訴えを認め、行政命令三〇八号の執行停止を命じる判断を下した。理由は、背番号つき国民IDカード制は行政命令では実施できない、ということであった。

つまり、裁判所は、行政命令は、行政作用の詳細について指図することとはできても、国家と市民の基本的な人権に係わる事項についてはこれを規定することはできない、と判断した。

また、高等裁判所はその上で、背番号コードつき国民IDカード制のプライバシー侵害的性格を認めた。

「コンピュータの記録容量を考えれば、行政命令三〇八号は政府に、善良な市民についての圧倒的な資料収集能力を与える危険性があるとみるべきであり、それを考えようとするのは、余程無とん着な者だけである。」との意見を述べた。さらに同

裁判所は、行政命令三〇八号は、「基本的な行政サービスの供給を効率化する」という前提の下、国民に対し自らのプライバシーをあきらめて自分の情報の提供を行うように強制するものであり、「行政命令でこうした義務を負わせることは許されず、明らかに行き過ぎであると指摘した。高裁による執行停止命令を受けて、このケースは最終判断を求めて最高裁に上告された。

最高裁判決で、 背番号、国民IDカード制廃止

一九九八年七月二十四日に、フィリピン最高裁判所は、ラモス前政権が実施した背番号つき国民IDカード制は、国民のプライバシー権の侵害の道を開くものであり憲法の権利憲章に違反すると判示した。その上で、この制度を実施した行政命令（AO）三〇八号は、政府の長である大統領が立法府の権限を侵害し無効である、との判決を下した。

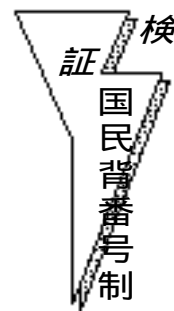
この最高裁判決は、八対六で下された。少数意見は、オペル上院議員には訴える資格（原告適格）がないとしたものであった。その理由は、フィリピンの権利憲章の下では、プライバシー権はまだ権利として確立されていないとするものであった。

これに対し、多数意見は、プライバシー権はフィリピン憲法に確立された権利であり、しかも、「プライバシー権は、おせじとして憲法に刻み込まれているわけではない」と指摘。「裁判所というものが、人々の自由の最後の守護者としての役割を担うためには、人々の権利を危険に落とし入れる火花をすぐに消すというのでなければならぬ。言い換えると、人々の権利が炎で燃え尽きるまで待っているようでは、その真の役割を果たせない。」とし、少数意見を批判。

オペル上院議員の訴えは、プライバシー権の収縮を止めたという意味で、むしろ称賛されるべきである、との考えを示した。

このようにして、フィリピンの背番号つき国民IDカード制は、最高裁判決により崩壊した。この制度に徹底して反対し、最高裁判決を勝ち取ったオペル上院議員は、「民主的な手続と人権の尊重の勝利」とのコメントを発表した。

(い)



[Data-0027]

監視カメラ撤去命令

最高裁、カメラ撤去要求を支持

十一月十二日、大阪市西成区の「あいりん地区」に大阪府警が設置した十五台の街頭監視カメラ（映像は西成署などのモニターテレビに送られていた）について、地元住民らがプライバシー侵害などを理由に大阪府にカメラの撤去と損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第一小法廷（大出峻郎裁判長）は、労働運動の拠点となっている釜ヶ崎解放会館前の一室について撤去を命じた一、二審を支持し、住民と大阪府双方の上告を棄却する判決を言い渡した。

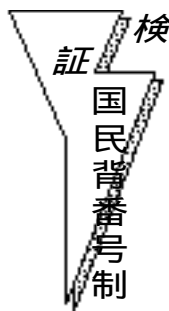
判決は、「証拠関係に照らし、二審の認定判断（被監視者のプライバシー侵害の事実の存在）は正当として是認できる」と述べた。

この判決は、今後、不特定の市民を対象にした監視カメラについて、同様のプライバシー侵害を主張していく際の、重要な論拠になるものと思われる。

(た)

欧州連合（EU）の個人情報保護に関する指令（加盟国にとっては法律にあたる）が、去る十月二十五日に発効した。

EU加盟国の公的機関と民間部門双方が保有する個人情報の保護を徹底する同指令には、「十分なレベルの保護」がない第三国への情報移転を制限する条項が盛り込まれている。



[Data-0028]

日本は、EU加盟国から個人情報を受け取れない？

EUの個人情報保護指令発効

一九九五年に採択された指令は、情報の収集や蓄積、移転などに関して、原則として、情報の主体である本人の同意が必要と規定。本人の情開示請求権や異議申し立て権も認めると、個人情報を手厚く保護する内容となっている。さらに、第三国への移転についても、本人の同意があるなどの例外を除き、「十分なレベルの保護」がない国への移転を禁じている。この指令に基づき、ある加盟国が第三国への情報移転が不適切と判断した場合、EUの行政執行機関である欧州委員会に報告。他の加盟国と欧州委が全会一致で同意した場合、その第三国への移転がEU全体で禁じられる。「保護」の内容は、当然、「個人情報

報保護法」などの法令が、適切に整備されていることが想定されている。ところが日本には、国の機関以外の、地方の機関や民間機関を規制する、「個人情報保護法」は存在しない。しかも、国の機関に対する規制も、「電子化された個人情報」のみを対象としている。

通産省が、民間機関を対象に、個人情報保護のためのガイドラインを提案しているが、これには何の強制力も、規制の権限も規定されていない。

したがって、民間企業も含めた法体系が整っていない日本が、EU加盟国からの個人情報移転禁止対象国となるおそれもある。産業界の自主規制を原則とする米

国とEUの間では協議が行われているが、日本との交渉は始まっていない。日本が、「個人情報保護後進国」のままでは、欧州に駐在する日本企業も、顧客や従業員の情報を日本に本社に送ることすら困難になる事態も予想される。

(た)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
 東京都豊島区西池袋3-25-15IBビル10F 〒171-0021
 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美

Published by
 Privacy International Japan (PIJ)
 IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
 Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
 President Koji ISHIMURA
 Tel/Fax +81-3-3985-4590

1998.1 発行 CNNニュース No.16

入会のご案内
 入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします（年4回刊）
 年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
 （ともに年間購読料3,000円含む）

NetWorkのつぶやき

- ・自治省は「電子投票」の検討を再開したという。しかしこのシステムには、個人識別番号とIDカードが不可欠。
- ・国民にとって最重要な参政権までカード化するとは、選挙もイオカードで切符を買うのと同じ重要度なの？ (T)